平成２５年１１月２５日

各　　位

会 社 名　：東亜バルブエンジニアリング株式会社
（コード　：6466　東証第二部）
代表者名　：代表取締役社長　唐　澤　裕　一
本　　社
所 在 地　：兵庫県尼崎市西立花町五丁目12番１号
問合せ先　：管理本部長　　飯　田　明　彦
（ＴＥＬ　：06-6416-1157）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年12月20日開催予定の当社第14回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため現行定款第２条の（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

（２）社外取締及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また適切な人材を招聘できるよう、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を定款第32条（社外取締役との責任限定契約）及び第41条（社外監査役との責任限定契約）として新設するものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙添付のとおりであります。

３．日　程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成２５年１２月20日
定款変更の効力発生日	平成２５年１２月20日

以 上

別　紙

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～10.　（条文省略） （新　設） 11. 前各号に付帯または関連する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～10.　（現行どおり） 11.　労働者派遣事業 12.　（現行どおり）
（新　設）	（社外取締役との責任限定契約） 第32条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第32条～第39条　（条文省略）	第33条～第40条　（現行どおり）
（新　設）	（社外監査役との責任限定契約） 第41条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第40条～第46条　（条文省略）	第42条～第48条　（現行どおり）

以 上